○個人情報保護委員会告示第 号

ある第三者への提供編)(平成二十八年個人情報保護委員会告示第七号)の一部を炊のように改正する。個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国に

令柜七年 月 日

個人情報保護委員会委員長 手塚 陪

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン
(外国にある第三者への提供編)
目次
[略]
[1~3 略]

- 4 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準
 - 4-1 適切かつ合理的な方法(規則第16条第1号関係) [略]

また、アジア太平洋経済協力(APEC)越境プライバシールール(CBPR)システム又はグローバル越境プライバシールール(CBPR)システム(※)の認証を取得している事業者は、その取得要件として、当該事業者に代わって第三者に個人情報を取り扱わせる場合においても、当該事業者が本人に対して負う義務が同様に履行されることを確保する措置を当該第三者との間で整備している必要があることとされている。

[略]

(※) APEC CBPRシステムは、事業者のAPECプライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (外国にある第三者への提供編)

目次

[同左]

[1~3 同左]

- 4 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講 ずるために必要な体制の基準
 - 4-1 適切かつ合理的な方法 (規則第16条第1号関係)

[同左]

また、アジア太平洋経済協力(APEC)の越境プライバシールール(CBPR)システム(※)の認証を取得している事業者は、その取得要件として、当該事業者に代わって第三者に個人情報を取り扱わせる場合においても、当該事業者が本人に対して負う義務が同様に履行されることを確保する措置を当該第三者との間で整備している必要があることとされている。

[同左]

(※) <u>APEC CBPRシステム</u> 事業者のAPECプライバシーフレームワークへの適合性 - 1

7

度。APECの参加国・地域が本制度への参加を希望し、参加を認められた<u>国・地域がアカウンタビリティ・エージェント</u>を登録する。このアカウンタビリティ・エージェントが、事業者の申請に基づき、当該事業者のAPECプライバシーフレームワークへの適合性を認証する。<u>我が国</u>は、APEC CBPRシステムの参加国である。

また、グローバルCBPRシステムは、事業者のグローバルCBPRプライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度。本制度への参加を認められた国・地域がアカウンタビリティ・エージェントを登録する。このアカウンタビリティ・エージェントが、事業者の申請に基づき、当該事業者のグローバルCBPRプライバシーフレームワークへの適合性を認証する。我が国は、グローバルCBPRシステムの参加国である。

4-2 法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置(規則第 16 条 第1号関係)

「略]

「法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置」については、外国にある第三者により個人データが取り扱われる場合においても、我が国の個人情報取扱事業者により個人データが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護を図るという観点に加え、経済協力開発機構(OECD)におけるプライバシーガイドライン、APECプライバシーフレームワーク及びグローバルCBPRフレームワークといった国際的な枠組みの基準も踏まえた国際的な整合性も勘案する。

を国際的に認証する制度。APECの参加国・地域が本制度 への参加を希望し、参加を認められた国がアカウンタビリティエージェント(AA)を登録する。このAAが事業者について、その申請に基づきAPECプライバシーフレームワークへの適合性を認証する。

4-2 法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置(規則第 16 条 第1号関係)

[同左]

「法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置」については、外国にある第三者により個人データが取り扱われる場合においても、我が国の個人情報取扱事業者により個人データが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護を図るという観点に加え、経済協力開発機構(OECD)におけるプライバシーガイドラインやAPECにおけるプライバシーフレームワークといった国際的な枠組みの基準も踏まえた国際的な整合性も勘案する。

[4-2-1~4-2-20 略]

4-3 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る 国際的な枠組みに基づく認定を受けていること(規則第16 条第2号関係)

[略]

これには、提供先の外国にある第三者が、APEC CBPR システム又はグローバルCBPRシステムの認証を取得している ことが該当する。なお、個人データを提供する者がCBPRの認 証を取得している場合については、4-1 (適切かつ合理的な方 法)を参照のこと。

5 同意取得時の情報提供

「略]

5-1 [略]

5-2 提供すべき情報 (規則第17条第2項関係)

[略]

- (1) [略]
- (2)「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」(規則第 17 条第 2 項第 2 号関係)
 - ① [略]
 - ②「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」

[略]

(ア) [略]

[同左]

[4-2-1~4-2-20 同左]

4-3 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る 国際的な枠組みに基づく認定を受けていること(規則第16 条第2号関係)

[同左]

これには、提供先の外国にある第三者が、<u>APECのCBPR</u> システムの認証を取得していることが該当する。なお、個人デー タを提供する者がCBPRの認証を取得している場合について は、4-1 (適切かつ合理的な方法)を参照のこと。

5 同意取得時の情報提供

[同左]

5-1 [同左]

5-2 提供すべき情報(規則第17条第2項関係)

[同左]

- (1) [略]
- (2)「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」(規則第 17 条第 2 項第 2 号関係)
 - ① [同左]
 - ②「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する 情報」

[同左]

(ア) [同左]

. ვ

- 4

(イ)当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在

[略]

【当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報に該当する事例】

事例1) [略]

事例 2) 当該第三者が所在する外国が<u>APEC CBP</u>

<u>Rシステム又はグローバルCBPRシステムの参</u>
加国・地域であること

[(ウ)・(エ) 略]

「(※1)~(※3) 略]

(3) 「略]

5-3 [略]

[5-3-1・5-3-2 略]

6 「略]

【付録】 [略]

(イ)当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在

[同左]

【当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報に該当する事例】

事例1)[同左]

事例 2) 当該第三者が所在する外国が<u>APECのCB</u> PRシステムの加盟国であること

[(ウ)・(エ) 同左]

[(※1)~(※3) 同左]

(3) [同左]

5-3 [同左]

[5-3-1・5-3-2 同左]

6 [同左]

【付録】 [同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

圣 三

この告示は、公布の日から施行する。